

緊急事態宣言解除以降の港風舎の運営・支援について

現在、新型コロナウィルスに関連し各種予防策が講じられていますが、緊急事態宣言が解除されたこと伴い、港風舎では利用者の皆さんの感染予防や、社会的な状況を配慮し、宣言下に実施した支援内容の変更を、下記の通り段階的に改変します。

	5/26（火）～5/29（金）	6/1（月）～当面の間
通所時間	宣言下と同様	10時～15時
集団支援		請負作業のみ
個別支援		個別課題以外、原則、自粛するが、必要性に応じて対応
当番		ワーキングR内の掲示の通り
在宅での就労 移行支援事業		希望者に実施
		6/1（月）～当面の間

また、港風舎では、感染予防として、5/26以降も、以下の対策を当面継続実施します。（新規追加あり）

実施する感染対策	【港風舎・職員側の対策】
	<ul style="list-style-type: none">・支援会議への外部参加者の参加見合わせを調整します。・職員の外部会議等への出張を抑制します。・見学対応は、集団（見学会）ではなく個別とします。・所内の各種レイアウトを見直します。・30分以上の面談を控えます・やむを得ず30分以上になる場合は、インターバルを設ける等の工夫を行います。・面談室に、飛沫感染対策のパーテーションを設置します。・納品車両への利用者同席を中止します。・面接終了時毎に、机・椅子などを拭きます。・面接開始時・終了時の手洗いを徹底します。・1日1回、所内全体を次亜塩素酸ナトリウムにて消毒します。・<u>定期的な談話室換気（新規）</u>・<u>納品車両降車時に、ハンドル・ドア等を消毒します。（新規）</u>・<u>TEL当番終了時に、子機の消毒をします。（新規）</u>
	【利用者の皆さん側にお願いする対策】
	<ul style="list-style-type: none">・K-stepへ検温結果の記載・口頭報告・自宅等を出る前の検温、発熱時の来所見合わせ、職員への連絡報告・来所時/昼食時のうがい手洗いの徹底・昼休みの談話室換気・原則、常時マスク着用・<u>パソコン使用前の手指消毒（新規）</u>・麦茶づくり（共有）の廃止